

さいたまスイーツ魅力発信業務委託要求水準書

1 件名

さいたまスイーツ魅力発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 履行場所

さいたま市内

4 予算の上限額

5,464,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 目的

消費者が日頃足を運ぶことのないさいたまスイーツ店を発見し、参加店舗が新たな顧客を獲得すること等による消費拡大を目的に、さいたまスイーツウェブサイト掲載店舗(以下、「さいたまスイーツ店」という。)を巡って、スイーツを楽しんでいただく企画を実施する。併せて、地域資源である「さいたまスイーツ」のPRを実施し、魅力発信及び認知度向上を図る。

6 イベントの概要

(1)開催日程(予定)

令和8年1月17日(土)～2月1日(日)

(2)開催エリア

未定(提案による)

(3)イベント名称(予定)

「いちごいっぱい！さいたまスイーツめぐり(仮)」

(4)内容

開催エリアに所在するさいたまスイーツ店を参加店舗とし、以下の企画を実施する。

①スイーツ・バル企画

チケット制で、参加店舗のあらかじめ指定したいちごスイーツと引き換え等ができる形式のバル企画を実施する。

②周遊企画

より多くの参加店舗のスイーツを楽しんでいただけるような周遊企画を実施する。

7 業務内容

「6 イベントの概要」の実施にあたり、事業目的の達成に向け、効果的かつ適切なプロモーション業務を行うことに留意のうえ、イベントの進行・調整に係る管理業務及びイベントを構成する各項目における企画提案を実施するものとする。

業務の実施に必要な店舗、企業等との調整は原則として受託者が行う。また、本業務の実施に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

(1) 全体の企画・運営業務

- ① イベントが円滑に進行されるようさいたま市及び関係者間等と綿密に連絡調整を行う管理業務(必要な人員配置含む)
- ② 実施に関する対応(関係機関との調整、必要物品の手配・配置・管理など)
- ③ 実施計画書、各種マニュアル等必要資料の作成及び提出
- ④ 成果物(「8-(1)(2)」の作成
- ⑤ 以下の「7-(2)~(9)」における企画提案及び管理業務

(2) コンセプト及びメインビジュアル

「さいたまスイーツ」の魅力を効果的に PR し、イベント参加者を獲得するためのコンセプト及びメインビジュアルについて提案すること。その際、パブリシティ獲得にもつながるよう意識すること。

(3) 開催エリア及び参加店舗

① 開催エリア

6(3)(4)及びコンセプトを考慮のうえ、イベントの魅力度・PR効果を最大限に発揮できる開催エリアを提案すること。なお、たとえば1週目と2週目で開催エリアを分けるなど、6(1)の期間内で期間により開催エリアを分けることも可能とする。

② 参加店舗

①で提案した開催エリア内にあるさいたまスイーツ店より、魅力的な参加店舗の提案を行う(20店舗以上)。参加店舗の一部は市で募集を行い、出店店舗数は上限30店舗を見込む。参加店舗は6(4)①②両方の企画に参加するものとする。

提案にあたっては、店舗と調整は行わず、想定される調整方法を示すこと。加えて、イベント開催中はさいたま市デジタル地域通貨による決済が可能であること。

また、店舗のイベント参加についての手配・管理等(出店に関する交渉や調整、PR資材の配付、チケット換金、問い合わせ対応等)を行うこと。その際、参加店舗の負担を軽減するため、迅速なチケット換金に努めること。

(4) スイーツ・バル企画

① 企画内容

6(4)①の実施にあたり、多くの方にチケットを購入いただけるような魅力的な企画を提案すること。

②チケット販売

参加者の利便性・イベントの魅力度を考慮したチケットの販売手法、販売場所及びオペレーションを提案すること。

(5)周遊企画

①企画内容

企画概要、オペレーション、台紙等の仕様及びデザインについて提案すること。その際、本イベントへ参加し、複数店舗を周遊する動機となるような魅力的な内容となるよう意識すること。

②誘客効果

①で提案した内容のうち、周遊企画に参加することで、各店舗のファンとなっていたき、本イベント終了後も誘客効果を発揮できるよう工夫した点を示すこと。

(6)イベント全体のオペレーション

イベントの認知～チケット販売・周遊企画の台紙等入手～イベント参加～チケット換金を含む、参加者の動き及び運営オペレーションを提案内容に沿って示すこと。

(7)広報手法

以下の項目ごとに、効果的な広報手法(形状・展開場所等)について提案すること。

①ウェブ・SNS等の活用

提案にあたっては、さいたまスイーツウェブサイト・SNS の活用を含むこと。

②店舗に掲出するPR資材

本イベントの魅力及び参加店舗であることが伝わる PR 資材を提案する。その際、店舗の掲出スペースに限りがある点に配慮すること。

③イベントポスター・チラシ

デザインのイメージを提案する。イベントポスターは効果的な掲示場所とともに必要サイズ・部数を提案すること。チラシ(参加店舗マップを兼ねる形も可能とする。)は、3,000部以上を見込むこと。

④市が実施予定の記者向け説明会に関する費用として10万円(消費税及び地方消費税を含む。)を見込むこと。

⑤そのほか効果的なPR手法

(8)「さいたま市みんなのアプリ」との連携

市が調整する連携策について、必要な連絡調整等を行うこと。

(9)その他

- ① イベント参加店舗に対してアンケートの実施及び報告
- ② サイン類の作成
- ③ イベント保険加入(提案内容により必要な場合)

8 成果物

(1)完了報告書

(2)事業実施報告書

- ① 完了報告書写真 2部
- ② 事業報告書 A4判数枚程度 5部
- ③ 全体収録(簡易編集) 電子媒体(DVD等) 2セット

9 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、当市の確認検査を経た後、一括払いとする。

10 その他

- (1)本要求事項に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2)受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ、委託者の承諾を得るものとする。
- (3)受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (4)受託者において本要求事項で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5)受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちにさいたま市へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6)本事業を行うにあたり第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7)本事業に関する著作権、その他の権利は、全てさいたま市に帰属するものとする。ただし、さいたま市が必要とする場合、許可の上使用することを認めるものとする。
- (8)受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (9)感染症や大規模災害、気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額

の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。

- (10) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。